

平成28年第4回小国町議会臨時会会議録

(第 1 日)

1. 招集年月日 平成28年11月21日(月)

1. 招集の場所 小国町隣保館

1. 開 会 平成28年11月21日 午前10時02分

1. 閉 会 平成28年11月21日 午後 0時04分

1. 応招議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 欠 席 議 員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小 田 宣 義 君 書記 澁 谷 広 美 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 北 里 耕 亮 君	副 町 長 桑 名 真 也 君
教 育 長 麻 生 廣 文 君	総 務 課 長 松 岡 勝 也 君
教委事務局長 横 井 誠 君	政 策 課 長 清 高 泰 広 君
産 業 課 長 澁 谷 洋 典 君	情 報 課 長 佐々木 忠 生 君
税 務 課 長 北 里 康 二 君	建 設 課 長 佐 藤 彰 治 君
住 民 課 長 河 野 孝 一 君	福 祉 課 長 木 下 勇 児 君
保 育 園 長 梶 原 良 子 君	会 計 管 理 室 長 藍 澤 誠 也 君

会議録署名議員の氏名

議長は今期臨時会の会議録署名議員に次の2名を指名した。

3番 北 里 勝 義 君

9番 熊 谷 博 行 君

1. 会期の決定

今期臨時会の会期を 11月21日の1日間とする。

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

な し

1. 開議議事日程

午前10時02分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過 (h. 28. 11. 21)

議長（渡邊誠次君） 皆さま、おはようございます。

段々と寒くなってまいりました。風邪等もはやっているみたいでございますので、皆さまにおかれましては体調管理に十分御配慮いただきたいというふうに思います。また、本日はここ隣保館をお借りしております。お世話になります。

それでは大変お忙しい中に、平成28年第4回小国町議会臨時会を開催する旨、御案内を申し上げましたところ、議員各位には何かと御多用の中、御出席をいただきましてありがとうございます。

それでは、開会に先立ちまして北里町長より御挨拶をいただきたいと思っております。

町長（北里耕亮君） 皆さん、おはようございます。

平成28年の第4回小国町議会臨時会を開催させていただきましたところ、大変お忙しい中にお集まりをいただきましてありがとうございます。

さて、本日については、お手元に議事日程があるかと思っておりますけれども、小国町被災建物等解体等支援事業分担金徴収条例、これは新しく制定するものでございます。これについては殿町の大規模火災に伴いまして、先日の臨時議会の折には専決処分も視野に入れながら、公費での片付けという部分を発言をさせていただきました。それから期間がたっておりますけれども、臨時議会で審議をお願いするものでございます。

平成28年度の小国町一般会計補正予算の中にも、その金額等の部分、それから開発センターの解体工事の補正もお願いをするところでございます。そして本日は公共工事請負契約、議会承認案件が2件ございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（渡邊誠次君） ただいま出席議員は12人です。定足数に達しておりますので、平成28年第4回小国町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時02分)

議長（渡邊誠次君） 本日の臨時会の議事日程につきましては、お手元に配付してありますとおりでございます。

議長（渡邊誠次君） 日程第1、「会議録署名議員」を指名いたします。

3番 北里勝義君

9番 熊谷博行君

をお願いをいたしたいと思っております。

議長（渡邊誠次君） 日程第2、「会期の決定」についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議長(渡邊誠次君) 日程第3、「議案第45号 小国町被災建物等解体等支援事業分担金徴収条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長(松岡勝也君) 皆さん、おはようございます。

それでは議案の朗読をさせていただきます。1ページでございます。

議案第45号 小国町被災建物等解体等支援事業分担金徴収条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町被災建物等解体等支援事業分担金徴収条例を別紙のとおり提出する。

平成28年11月21日提出

小国町長 北里 耕 亮

でございます。

それでは条例のほうを御覧になっていただきます。右肩に45と書いた縦版でございます。説明させていただきます。

小国町被災建物等解体等支援事業分担金徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、小国町被災建物等解体等支援事業に要する費用に充てるため、地方自治法第224条の規定による分担金を徴収することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で、小国町被災建物等解体等支援事業とは、被害が甚大であり、かつ、被災地域が広範にわたることから町民経済に著しい影響を及ぼすため、被災建物等(災害で被災した建物等で規則で定めるものをいう。以下同じ。)の速やかな解体、廃棄物の撤去及びその処分(以下「解体等」という。)が生活環境の保全を図り、公衆衛生上の重大な危害を及ぼすことを防止するために、被災者に対して特別に支援を行うことが特に必要と規則で定める災害が発生した場合に、被災建物等の解体等を小国町が事業主体として行う事業をいう。

(分担金の徴収)

第3条 分担金は、小国町被災建物等解体等支援事業によって解体等を受ける者から徴収する。ただし、町長は、特別の事情により特に必要があると認めた場合は、規則の定めると

ころにより分担金の全部を延納もしくは免除又は一部を延納することができる。

(分担金の額)

第4条 分担金の額は、事業費総額の100分の10とする。

(納付方法及び納付期日)

第5条 分担金は、町長が定める納入通知書により、指定期日までに納めなければならない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公付の日から施行する。

以上でございます。

今回の分担金徴収条例に関しましては、別紙のほうで総務課右肩の(1)総務課資料としてございます。これが今回の分担金徴収条例に関する被災状況等の概要でございます。以前に説明等をした資料でございますけれども、概要につきましては御覧のとおりでございます。10月10日の発生の時間等でございます。1番が10月10日4時45分に発生したということで、9時50分に鎮火と。2番に消防団等の活動の状況。3番で被害の概要ということでございます。これは広域消防の最終的な県のほうの報告の被害状況でございます。全焼が12棟、半焼2棟、部分焼2棟、ぼや2棟ということで、合計の18棟の焼損面積約4千195平米となっております。その内訳として下のほうに被災世帯数と人員数が書いております。20世帯の32名、全焼が14世帯・24人、半焼が1世帯・2人、部分焼3世帯・4人、ぼや2世帯・2人と。その下に被災家屋数ということで34戸ということで、内訳が全焼26戸、半焼2戸、部分焼が4戸、ぼやが2戸ということでございました。その他、携帯等光ケーブル等の被害、また町の対応方針ということで、公営住宅の提供、また社会福祉協議会を経由しましての被災者への中古電化製品の斡旋と、また家屋等の被害等の公費による解体等を検討中ということで、本日に至ったところでございます。

2ページからが、今の現在の写真でございます。町道等につきましては、先週泥等の除去をいたしまして、交通安全上の確保をした状況でございます。1ページから4ページまでがこういった状況でございます。

また5ページ、6ページにつきましては、今後処分にあたりまして燃え殻処分について、あとでまた関連の補正で計上いたしますけれども、特にダイオキシンの分析の問題と重金属の分析報告ということが義務付けられておりますので、資料として一応添付させていただいております。6ページのほうでは燃え殻の先ほどの分析の項目でございます。

7ページが横版でございます。これが殿町大規模火災の全焼の状況ということで、赤くくったところが今回全焼12棟、内訳としまして住居8戸、世帯数14戸、店舗等が4棟。この中の

内訳といたしまして、解体が6棟、撤去が6棟ということで、こういった内訳であっているところでございます。

以上で、分担金徴収条例につきましての説明を終わらせていただきます。

町長（北里耕亮君） それでは、冒頭の挨拶でも少し触れましたが、さらに私のほうからなぜこういう部分の考えに至ったかを少しお話をさせていただきたいと思います。

先立って臨時議会の行政報告でも少し述べましたけれども、被害が甚大で、この条例の一部にも書いてありますけれども被災地域が広範囲にわたること、そして町民の経済に著しい影響を及ぼし、被災の建物などの速やかな解体や廃棄物の撤去及びその処分が、生活環境の保全を図り、公衆衛生上の重大な危害を及ぼすことを防止するためという部分でございます。そして被災者の方に寄り添った施策をやりたいという私の思いでございます。今回広範囲にわたり火元のエリアというのがまだ限定はされておられません。そういう部分もあり、天災に近いという部分を言うと語弊があるかもしれませんが、被災者の方々、被災をされたという思いに駆られているだろうというふうに思います。そういう部分を生活の再建や、もちろんあの場所が中心部であります。小国町の中心部で、いつまでもあの状態が続くのはよくないのではないかというふうな思いをしております。

ただ、一部負担金をいただくという部分は、先立っては申し上げませんでした。様々な検討を内部で踏まえまして、何らかの形で支援をしたいという部分の一部に負担金を100分の10、1割いただきながら速やかにスピード感を持ってやっていきたいというふうに思っております。こういった考えを副知事がこの小国町に来られたときも述べましたところ、蒲島知事に再度要望書提出をさせていただきました。その際は県も協力をするという発言もいただきました。そういった部分で、スピード感を持って行政が協力をしていきたいというふうに思っておりますので、御審議をまたいただきたいというふうに思っております。

議長（渡邊誠次君） これより、議案第45号について質疑に入ります。

4番（高村祝次君） 本当に被災された方については、お悔やみを申し上げたいと思います。それで、今日まで40日ぐらいになりますけれども、何でこの間この前の臨時議会から全協などを開いて協議をしなかったのかをお尋ね申したいというふうに思います。

総務課長（松岡勝也君） 先ほど町長から申し上げましたように、10月10日が発生、また鎮火したという1日でございます。その後、早速の撤去等の方針をどうするかということで内部で進めておりました。この中で広域消防と小国警察署との状況確認会議ということも、早速火災直後14日でございますけれどもいたしております。その後、善正寺に集まっております、今後の仮住宅等その辺の説明会を、それでも1週間はたっておりますけれども説明会をいたしまして、それと同時に18日には田嶋副知事が視察に来られたということでございます。早急に被災された方に見舞金ということで、即日18日には概算金を皆さんにお支払いをいたして、生

活の再建に少しでもということでしたしております。その後、住宅等の整備等を進めながら道路等につきましては、小国警察署の実況見分というのが実質20日までかかっております。まだ現在も広域消防につきましても最終的な調査は終わっておりません。

そういったところで、道路状況につきましてもなかなか即触れる状況ではございませんでしたので、最終的には道路の通行止めの解除というのが今月の14日月曜日まで引っ張ってしまったということがございます。その間、町長、議長、総務委員長等による全協という話もございましたけれども、何らいろんな時間等の制約がございまして、全協を諮る時間が設けられなかったというのがこれまでの経緯でございまして、こういったところで本日臨時会というような運びになったというふうに考えております。

4番（高村祝次君） 今の総務課長の答弁の中に、私が質問、何で今まで全協を開いて、早急に対応しなかったのかということをお尋ねしたわけですよ。今までの経過を私は聞いているのではないですよ。何で今まで全協などを開いてやらなかったのか、これは執行部だけの問題ではないと思うのです。やはり議会も議長、あるいは議運の委員長がやはり全協を開いて「やっぱり早急に協議しよう」というようなことを執行部に言うのが、やはり議会の私は役目と思います。一番中心街でありながらいつまでも後片付けができないと。それもやはり公費でやるということを町長が言ったから、やはり保険の関係の方も保険でやれば1割ぐらいは保険で対応をすると。入っていない方もあるかもしれませんが、そのあたりにやはり問題があって永遠と後片付けができないのではないかなど。やはり議会の対応も悪かったというふうに私は思っております。総務課長、もう少しそういうような経緯ではなくて、何で本意はどうであったのかということの答弁してください。

町長（北里耕亮君） 先ほど申し上げましたとおりに、私の当初の思いといたしましては、先立っての臨時議会の、これはあくまで行政報告ではありましたが、執行部の思いを伝えさせていただきました。公費で被災者の方々に何らかの形で寄り添いたい。その思いにもう少し突っ込んで話をしますと、公費で片付けをさせていただきたいというのは、あのとき発言をさせていただいたとおりです。それともう一つは専決でさせていただきたい。あのときは議員おっしゃるように、これまで引っ張ってきたという今日のこの時点はありますけれども、あのときは速やかにやはり執行部として執行部が中心となって片付けをやりたいという部分に駆られたそのセリフでありました。

ただやはり臨時議会が終わって、後に様々な方から保険に加入をしている、していない、その位置づけ。全くの全額公費でいいのか、一部負担金をもらわなくていいのかとか、御意見もあるということで、一部負担金をいただくのであれば専決という部分にはいきませんので、それでこの臨時議会で審議と。全員協議会の時間がちょっと私の部分もありまして、取れなかったということはありますけれども、本日ここで審議をしていただければよろしいかと思っておりますので、お願

いをしたいというふうに思っております。

4番（高村祝次君） 町長の答弁も言い訳であって、日にちがないとかそういう問題ではないですよ。やはり中心であれば、早急に専決でやるとかいうことではなくて、やはり議会で全協などを開いて対応策を相談するというのが執行部のやっていくことではないかなと。先ほど言ったように、議会も確かに対応が悪かったというふうに私は思っております。議長に再三言おうかなという思いもしておりましたけれども、言わなくてもそれだけの能力はあるということで今日まで黙っていたわけですが、やはりこういうことは町長がこういうやると言ったことが、結局新聞に次の日は載ったと。ですから、町民の方々がそれなりに今後は火災のときには後片付けは公費で全部やるのですよねというような話も聞かれました。非常にやるのが悪いというわけではないですが、やはりあとまで尾を引いていくと、だからこういうような徴収条例なんかをつくってやらないと大変ですよということを、総務課長が話に来たときに言って、ようやくそう言ったから、追加議案でこれを上げたわけですよ。条例もつくらないで最初はやるはずだったのですよ。どうですか、総務課長。追加議案ですよ、これは。

総務課長（松岡勝也君） 今、高村議員がおっしゃいますように、確かに極力議案としては徴収条例が必ず必要であるかどうかというのを県のほうにも大分論議・審査していただきました。しかし、最終的にはやはりぎりぎりまで引っ張った中で、やはり分担金徴収条例はどうしてもこれは逃れないということの決断をいただきまして、追加議案として提示をさせていただいたという経緯でございます。

4番（高村祝次君） それではこの条例の中に、100分の10と書いてありますけれども、これは火災保険に入っている方はおそらく100分の10ぐらいは出るとは思いますが、そのあたりの対応はどう考えているのか。

総務課長（松岡勝也君） 今回、保険等に加入されている方に対しまして聞き取りをいたしました。それぞれ保険会社がございますが、保険会社によりましては保険加入の保険金の10%が上限で、また5%が上限という保険会社もございました。基本的には本人の見積り、最終的には精算によりまして上限を下回った場合はその分お支払いいたしますということでございました。今回10%ということで、負担金を条例で上程しております個人の財産に対しましては、前例のない100%の公費というのは非常に難しい問題があつて、これまでの天災に近い平成25年の積雪によるハウスの撤去等におきましては、やはり100%ではなく、やはり10%をいただいております。そういった観点で、保険との絡みは非常に難しい問題がございましたけれども、あくまでも徴収条例を制定する以上は分担金は分担金と、保険金は保険金というふうに切り離れた形で今後も整理して、また仮に保険金等が支払われた場合には、その方とのまた今後説明会をいたしまして、最終的には直接町のほうにですね、もしくは請求というのは非常に問題がありますので、寄附金等のお願いをするというふうに、こちらからは保険金との絡みはそういった形になるのかと

いうふうに思っております。

4番（高村祝次君） そのあたりはしっかり執行部で検討してやってもらいたいと。しかしながら、建物の延べ面積がそれぞれ違ってまいります。ですから、そのあたりの算出の仕方はどうやっていくのかお答えをお願いいたします。

総務課長（松岡勝也君） 今回の分担金徴収条例に基づいて徴収する場合はどうするかということでございます。基本的にはまず解体が必要な建物等がございます。それについてはそれぞれの今地図に示しておりますように、解体が必要なところに対しても今現在概算の見積りを出していただいております。解体については解体それぞれの10%、また建物等につきましては固定資産台帳の延べ面積等がある建物と、また未登記等で建て増ししている建物もあるようでございます。そういったところで固定資産税の延べ面積でいきますと、どうしても均等性が取れないということで、今現在図面をお配りしておりますけれども、地籍調査の建物面積にこれを基本とした撤去を考えております。ですから、解体等につきましては解体等のそれぞれの見積りに対する10%、それと撤去につきましては、それぞれの地籍調査による面積等を案分いたしまして10%という二段構えの分担金の計算をしていきたいというふうに思っておりますけれども、これにつきましてもまた地元の説明会をした上で、皆さんの御意見を聞いた上で反映していきたいというふうに考えております。

4番（高村祝次君） そしたら金額が決まって、後に撤去というようなことになるわけですかね。

総務課長（松岡勝也君） まず早速ですけれども、早々でも来週にでも日程を取りまして、地元説明会をいたしまして、それからこういった分担金の考え方等の皆さんの御理解をいただきまして、それから個人の財産・権利がございますので、それぞれの承諾・同意書をいただきまして、それから方針が決まりましたら業者の見積りを再度取りまして、決定いたしましたらまた皆さんと現場を見ていただきまして、こういった処分の仕方等の工程と、又はそういったいろんな問題点等を現場も見ていただきまして進めていきたいというふうに考えております。

5番（児玉智博君） 10月10日に火災が発生したわけですが、いまだに火災原因やあるいは出火場所というのも特定されていないような状況が続いています。それで基本的に私はよく町長が決断をされたなということで高く評価しているわけなのですが、今さっき町長が言われたとおり、この分担金というのは突然、先週いきなり私としては湧いて出たような話だというふうに思うのです。それで町長が公費での撤去ということをお早めに決断されたというのはなぜかという、やはり熊本地震があって半壊以上の世帯というのは災害救助法で公費解体の対象になっておりまして、実際小国町でも公費解体がありましたので、そういうことがあったからやはりこういう大規模な火災で多くの方が被災されたからということで、それをヒントにというか、それがあったからこそやはり町長が決断されたと思うのです。それで熊本地震の公費解体の場合は分担金というのではないわけです。

先ほど町長がやはり天災に近いというようなことをおっしゃいましたけれども、実際私もお話ししたこの火事の被災者の方からはまさに「これはもう災害だ」というような言葉があったわけです。その方のお宅というのはまだ火事が発生して外に出られた段階では、まさかここまで燃えてこないだろうというふうに思われていたわけですが、段々段々火が迫ってきて、それでこれはいよいようちも危ないかもしれないということで、慌てて家の中に入って大事なものを取り出そうとしたら、消防から「もう駄目だ」と、「入っては駄目だ」ということで止められて、そういう大切なものも運び出すことができないまま、家が全焼してしまったというような方がいらっしゃいます。

やはりそういう人たちにしてみれば何の落ち度もなく住まいを失ったわけですから、これは本当に地震と全く同じではないかというふうに思うわけです。それでそれだけではなくて、やはり店舗もこの資料では4つ全焼したということになっておりますが、そういうなりわいを失われた方、住まいを失われた方もいる。また同時に住まいも、なりわいも失われた方もいるわけです。ですから、先ほど言われたようにやはりこういった被害に遭われた方の思いに寄り添うというのであれば、やはり地震と同じように分担金も必要ないのではないかと思うわけですが、いかがでしょうか。

町長（北里耕亮君） 先ほどから正直な心の内を話をさせていただいておりましたが、当初先立っての臨時議会の行政報告のときには、私としてはやはりできるだけ被災者の方の負担がほぼないような形でやりたいというような思いもあり、その言葉の反映が専決でもさせていただきながら、速やかにあの状況を一日でも早くという思いはしておりました。ただその後に様々な内部での検討、様々な方からの御意見、保険に加入している、していない、いろいろありまして、全くの無償というのが本当にこれから先またあってはならないのですが、ああいう大規模な部分の将来の決まりというか前例になる可能性もあると。その際に何らかのルール、決まりをつくっていかなければならない部分で全くの無償というのがいいのかとかいう、様々内部で検討させていただきました。

気持ちとしては冒頭から申し上げましたように、そして5番議員と思いはほぼ一緒でございますが、本当に被災者の方に寄り添いたいという思いに駆られておりますけれども、様々な条件のもとでありますので、そして原則としては私的財産でありますから、この片付けについては本来であれば行政が手を差し伸べる案件ではないのというのは毛頭わかっておりますけれども、先ほどから冒頭からの挨拶で執行部の思いを述べさせていただいている途中であります。ですので、ちょっと答えになりにくい部分でありますけれども、当初の思いから現在の思いに少し変わって一部分負担をいただくという部分に変わってきた部分であります。明確な、じゃあなぜ1割取るのかという部分について、総合的に判断してというような答え方にしかならないのですが、それでもやはり全然行政が手を差し伸べないよりはいいのではないかなという思いに駆られて

いるところであります。思いの部分を答弁させていただきました。

副町長（桑名真也君） 分担金徴収条例の基本的な考え方についてちょっと申し上げさせていただきたいのですが、地方自治法のほうで基本的に地方公共団体が不特定の方々に対して行政サービスを行っているものにつきましては、分担金といった形で徴収はしないのですが、今回は特定の方のみに特に利益を生むような行政サービスを行う場合には、分担金徴収条例を定めて、分担金を徴収することができるというふうに規定されておりまして、今回もその地方自治法の考えに基づいて分担金を徴収したほうがいいのではないかという考えに基づいて、この条例を上程させていただいているところです。

5番（児玉智博君） 分担金を徴収することができるから、しなければならないではないのですよね。それでやはりそういう被災された方と被災していない多くの町民の人たち、これまでも火事を経験したことがある方たちは、それまで自力で再建されてきたからと。また今後そういった場合のことも考えて、ある程度のルールをという答弁でした。それでやはり今回火事に遭われた方たちの中で、持ち家の方でもやはり保険にも入っていないくて、とても家を建てることもできないと。またこれを自力で何とかしろと言われても、いや、もうとてもできないよという方たちが大勢いらっしまったわけです。そういう人たちから、あとから補正予算で分担金の総額が一応300万円ということを出ていましたけれども、単純に割ったら、単純にはならないのだけれども、面積割だから。でも一応均等割りをした場合は、1世帯当たり25万円の負担が出てくるということになります。そこでやはり第3条で規則の定めるところにより、分担金の全部を延納、もしくは免除、又は一部を延納することができるということになってはいますが、やはりこの免除規定というのが大事になってくると思うのですが、規則ではどういった場合を免除の対象とするのかお答えください。

総務課長（松岡勝也君） 今回条例に伴いまして、先ほど5番議員がおっしゃいましたように、規則でそのところを定めているところがございます。この中で分担金の延納についてということで、大きく4つ定めているところがございます。住民税の非課税世帯の場合は免除ということと、第2としまして生活保護の規定による生活扶助を受けることになった場合は免除と。また被災から生活再建が著しく困難な場合、又は一部、又は全部又は一部を延納というようなことで、その辺もうたっているところがございます。またその他4としまして、その他町長が特に必要と認めた場合ということで、全部延納もしくは免除、又は一部を延納ということで、延納につきましてもそういった4項目と延納ができるということで設けているところがございます。

5番（児玉智博君） しかし、この書き方をした場合は免除を受けられなかった場合は、延納は要するに分割払いとかそういうものは認められるけれども、減額という措置が入っていないわけなのです。やはり非課税ではなくても課税はされているけれども、あまり生活、暮らし向きも楽ではない方、しかも火事ということで、住まいあるいは家財道具など財産を失った方たちばかりな

わけですけれども、やはり一定の3割減額や5割、7割の減額などの措置もあってもいいのではなかろうかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

総務課長（松岡勝也君） 今回の分担金につきましては、徴収の税に関連することにもなりますけれども、公課ということで税と同じような扱い方になりますので、やはりそれを半減や3分の1とすることはできませんので、やはりこれまでも小国町債権管理条例等にもよりますけれども、やはり支払が厳しい状況に応じた場合でもやはり町としては督促を繰り返しながら支払いをお願いしていくということで、場合によってはいろんな搜索関係とか、そういった場合になる場合もありますけれども、あくまでも公課扱いということで強制徴収の公課ということに、お支払いが難しい場合でもそういった取り扱いになってくるということになります。

5番（児玉智博君） やはり強制的に徴収をする公課というふうにおっしゃいました。やはり中には年金暮らしの方たちというのは、かなりたくさんいらっしゃるというふうに思います。やはり問題になっているのが、今の日本社会で、やはり年金というのがそもそも生活保護基準を下回る額しか、例えば厚生年金とかは別ですけれども国民年金とかになるとということで、かなり今年金というものがそういう不十分なような状況になっているわけですが、やはりもちろんそういう方たちというのは非課税になっている方が多いのかもしれないのですが、それはわかりませんからね、それは個人情報だから、それでも課税されている人もいるのかもしれないですから。そういった方がもしいた場合に、やはりやっとの思いで2カ月に一遍の年金支給でその2カ月間食べていったりされている方に対して、やはりいつまでたっても払い終わらなければ消えないような、そういうものを背負わせてしまえば、せつかく町長が思いに寄り添ってということで始めようとしていることなのにそれに水を差すというか、そういうふうになってしまうと思うわけなのですが、その辺の対応というのはどういうふうにされるおつもりなのでしょうか。

副町長（桑名真也君） 先ほど松岡課長からの答弁にもありましたとおり、規則の第4号の中でバスケットクローズでその他町長が特に必要と認めた場合という規定を置いておりますので、その時々状況に応じて全額免除といった判断を下す場合もあり得ると思います。

町長（北里耕亮君） 副町長の答弁のとおりでありますけれども、今回新たに特別な条例でありますので、その折々で執行部内部でかなり考える場面はあるかと思いますが、5番議員の御意見の一つとして承りながら、また今後規則でありますので、その部分でその状況に応じて深く考えていきたいというふうに思います。

5番（児玉智博君） ぜひやはり最後まで寄り添っていただいて、そういう適切に町長の判断で本当に皆さんが困らないようにしていただきたいというふうに思います。

以上です。

8番（松崎俊一君） 8番です。大まかな日程、それからもしくは工程とか、県の予算の関係とかあると思いますが、そのあたりを教えてくださいたいと思います。

町長（北里耕亮君） あとで課長のほうから補足をいたさせますが、冒頭から言っていますようにできるだけ速やかにという思いに駆られているところではあります。先ほどから御意見のように10月10日でありますので、もう1カ月以上たっております。町道は何とか通るようにはなりましたけれども、この思いに駆られた部分が早く景観を、もちろん被災者の方が一日でも早い生活再建ということで、今それぞれの住宅やそれぞれの身寄りのところに寄っていただいておりますけれども、少しでも早く、取りかかりだけでも早くという部分がまた精神的にもそういう思いの部分の再建になるのかなというふうに思います。ですので、様々決めごと、先ほど少しお話をさせていただきましたが、被災者の方々の説明会やそしてさらに詳細な見積りや、様々いろいろやることがございます。そういった部分をちょっと補足で答弁をいたさせます。課長、お願いします。

総務課長（松岡勝也君） 先ほど少し触れましたけれども、早々来週にも電話連絡等で、遠方にいらっしゃる方もおりますので、電話等で連絡、また地元いらっしゃる方も電話等で確認していただいて、いらっしゃらない場合は代理の方でも説明会に来ていただきまして、その中で先ほど説明いたしました分担金の内容等に皆さんの御了解をいただいた上で、そういったところとまた併せて保険の加入の関係を再度そこでお聞きして、その辺の話が整ったところで基本的に事業ということでございますので、それぞれこの支援事業のほうに賛同する方はまず申込みをしていただきます。申込書に合わせてそれぞれの建物、土地、また入居されている方すべての財産があの現場にありますので、そういった方の権利を放棄していただかないとなかなか処分できないということで、それを了解していただくためにはやはり書面での書類を出していただくというふうな運びになります。それと併せまして、再度見積り等を細かく取りまして、業者が決まりましたら契約をして、併せて地元の方と関係者の方、受益者の方と現場を見ていただきまして、どういった処分の仕方、流れが適当か、妥当かということも確認した上で、私の個人的な思いは年内中は少しでも大きい、特に鉄類が非常に多ございますので、そういったところを少しでも処分できればというふうに思っているところがございます。何分年内にすべて片付くというのはなかなか今の公共事業の多い中で、なかなか厳しいのではないかなと思っておりますが、なるべく早く片付けができたというふうな考えでおります。

9番（熊谷博行君） 熊谷です。今8番議員の質問にあまり答えが出ていなかったのですが、どのぐらいで撤去作業に入れるかというのを早急に決めないと、年内といっても業者は何日も待っていませんので早め早めに進めていただいて、普通今までの経験でいえば1カ月もあれば十分出ると思いますが、執行部のほうが遅ければ遅いほどできませんし、年内も25日以降は仕事できませんので、そういったところもよく考えて早めの対応をしていただきたいと思います。

総務課長（松岡勝也君） 今御質問がありましたように、地元説明会が終わると同時に早急に、業者が決まり次第早急な片付けに取り組んでいきたいと考えております。

10番（時松昭弘君） 10番です。今回の火災におきましては10月10日に火災が発生しまして、その後10月21日に臨時議会が行われたわけでございます。先ほどから町長から臨時議会の中で非常に専決でやると、公費解体という話が出ておりました。しかし、今回それから今日に至るまで約1カ月を経過したわけです。今回の場合でもこの条例をつくることも議員の中から条例の制定をしたほうが良いというような発言があつて、こういうふうな条例ができたと思ひますが、今まで町長が先ほどから議員の答弁の中でもスピード感を持って、速やかにという言葉が出ておりました。

しかし、今この条例を出すこと自体ももっと早く出すべきではなかつたかというふうにな感じているわけです。本来ならばもう21日の臨時議会があつて、その後に時間がないという話もありましたが、やはりこれは当然のことながら全員協議会を開催をして、その中でやっぱりもう少し中身を詰めていく。そうすればこの時間のこの空白の1カ月間という期間ももう少し短縮ができたのではないかとこのように思ふわけです。そしてまた時間がないと言つて、これは誰のために執行部があるのかと、誰のために議員があるのかと。時間がないではこれは済まされないとこの思ふのです。地方自治法の中にも私は再三何回も申し上げますが、やっぱりまず暮らしを守つていくとか、住民サービスをするというのは、これは自治法のやっぱり基礎なのです。そういったことをですね、今回の場合でも全協を開かずに、副町長と総務課長が各議員を回りました。こういったことをする前に、二人が回る時間というのはそれだけ本来の行政サービスがおろそかになっているのではないかとこの思ひますが、町長、その点につきまして、町長の答弁をしていただきたいと思ひます。

町長（北里耕亮君） 先ほどから発言させていただいておりますけれども、執行部の思ひとしては専決でもしながら、専決というのは議会に行政報告ではありましたが、議会にお諮りすることなく執行部の先にさせていただいて、あとから専決承認という手続でありますけれども、それでもこの思ひがありましたけれども、一部の方からそれはいかがかというような部分もありました。全額公費という部分についても様々御意見がありましたので、では一部負担金を取る。一部負担金を取るのであれば、やはり条例を制定をするという部分が、このちょうど1カ月前からすぐの検討ではなくて半分ぐらい過ぎた折から検討して、ではどうこの考え方に行くかという部分でありましたので、あまり時間がないということと言つたわけではありませぬけれども、今までにない形の条例の制定や、これから実際事業を進める上での作業に入るわけですから、経験のないことも決めていかなければなりません。その検討の期間がかつたということでございます。ですので、本日いろんな様々な意見をいただきながらそして決議をしていただければ、あとはその結果に基づきながら今度また進めたいというふうにな思つておりますので、本日いろいろな意見をおっしゃっていただければというふうにな思つております。

10番（時松昭弘君） この条例に関して、この条例を私たちは早くつくつていただきたいという

思いがあったのです。ですから、やっぱりそうすれば全協あたりを開きながらでも、この中身をもう少し詰めていくとか、この中身が決してどうこうということではありませんけれども、やはり先ほどから5番議員あたりからも話がありましたように、第3条につきまして、やっぱりこのあたりを慎重に考えて、町長の特別な事情により特に必要が認められた場合という形で、この規則に定められた形でやるということになっておりますが、こういったことも速やかにやっていただきたいというふうに思います。そして今後こういったことが二度とないような形にしなければなりません、いろんな形で執行部に申し上げたいと思いますが、単なる総務課長、副町長が回るのではなくて、全協を開いてお互い議会の中で議論をしていくのが本来の議会の在り方ではないかというふうに思いますので、そこは町長のほうに強く申し上げたいと思います。

町長（北里耕亮君） 制度上は議会というものがあまして、その議会の場で様々な意見をおっしゃっていただき、先ほどから言うようにその結果に基づき執行部としては進めるという制度でありますので、案件次第でもありますけれども、御意見の一つとして議会の前に全協を開くという部分が大事というのは御意見の一つとして賜りますが、それをする場合としない場合、当然いろいろあると思いますので、議会の場でいろいろ御意見を言っていただき、そしてその結論に基づき執行部としては進めたいというふうに重ねて申し上げたいというふうに思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

6番（時松唯一君） 6番、時松です。今回被災に遭われた方々に心からお見舞い申し上げますとともに、今後元通りに生活ができるよう願っております。

まず私がお尋ねしますのは、ここ数日間マスコミ等において、先ほど同僚議員からもいろんな質問、いわゆる「災害物をすぐに撤去をする、じゃあ半分は県が負担しましょう」とかそういう言葉が非常に飛び交っております。そういう中において今日はあるわけなのですが、実際に県・町それから今日は負担金条例というふうになっておりますが、相対的に今本当はこういうふうになっているのですよというところを明確に教えてください。

町長（北里耕亮君） 本当にそうになっているというのは、すみません、決して反問権ではなくて、ちょっと質問の意図を正確に把握したいので、ありがとうございます。

6番（時松唯一君） いわゆる災害について全体的に、仮に県のほうが視察に来られて、それで新聞には翌日に「半分みましよう」みたいな感じで出ていますよね。町としては負担金条例ということで100分の10ということで、被災者の方から100分の10を納付していただくと。じゃあ、町はその差額を負担をするという認識でよろしいのでしょうか。

町長（北里耕亮君） 補足を課長に答弁をいたさせますが、あとの補正予算の中で具体的な数字も出てきますが、まず総事業費がありまして、その中から町が事業主体でありますので、町がその事業費を全額払います。県がその半分をみていただけるという話にはなっておりますけれども、ただ総事業費が半分だからといってあまりにも高い部分があると、県には県の思いというか、出

せる範囲というのがやはりあるのではないかなというふうに思っております。そのあたりのところはよくまた協議をしながらではありますけれども、当然総事業費があまりにも高額になりますと、町の一般財源の影響もありますので、そこは着手していただける企業体と十分この社会情勢やいろいろな今回の緊急的などという部分もお願いをさせていただきながら、妥当な金額でさせていただきたいというふうに思っておりますし、その総事業費の1割を負担金としていただくということでございます。再度ちょっと課長から答弁をいたさせます。じゃあ、副町長から。

副町長（桑名真也君） 総事業費を仮に100としますと、そのうちの10を分担金徴収条例という形で徴収させていただきまして、もちろん生活保護の方ですとか非課税世帯の方ですとかがいらっしゃると思いますけれども、取りあえずそれで10徴収したとしまして、残った90のうち45、45を県と小国町で折半をするというような方向で今調整中でございます。

6番（時松唯一君） 6番、時松です。ということは、調整中ということはまだ確定はしていないと。早急にやるということによろしいですね。

副町長（桑名真也君） 調整中と申し上げましたのは、県のほうでこちらにかかる予算を12月議会で上程予定だと伺っておりますので、県のほうでまだ議会を通過しておりませんので、調整中と申し上げました。

6番（時松唯一君） よくわかりました。実は新聞等々でよく出ますけれども、やはり言葉だけが先走りするということで、やはりマスコミも非常にいいのですが、答える方々も要注意をしてしっかりとわかりやすく説明をしないと、やはり言葉のひとり歩きが多いかと思っておりますので、今後の参考までに執行部もよく考えていただきたいというふうに思います。

以上です。

9番（熊谷博行君） 先月の18日に善正寺で行政からの地元説明会があったのですが、その中で大変大事だと思ったのが、風評が飛び交っているいろいろな困っているというお願いがあって、随時行政のほうのあれを報告していただきたいという要望があったのですが、私は広報委員長ということで10月末に編集後記を書いていた途中で、何も前に進まないような状態で書いて、あとは行政から報告があるはずとは書かなくてありますと書いたのですが、そういった報告はされましたか。

総務課長（松岡勝也君） 確かに善正寺で、皆さんが一番心配されておりますのが、出火場所はある程度特定はされたけれども、原因がわからないということが一番不安であるということでございました。そういったところで情報等をわかり次第お伝えしてほしいということで、それについてはやはり小国警察署とも即時話をいたしまして、やはり町内に防犯ビデオがないということで、そういった観点で警察のほうはそれとしてやはり見回りが必要ではないかということで、警察のほうは即座そういった見守りをする防犯カメラの設置を現在も付けております。その後、両町でも防犯協会で設置を進めていこうということで、それも進めているところでございます。

ですから、その後道路等に何回か見に行きまして、片付けとかで個人でされている方に「ちょっといつ片付くだろうか」とかそういった話を聞いた場合、ちょっと報告会みたいに皆さんにお伝えをしているところはございませんが、なるだけ道路だけ早く片付けていただきたいとかいう話がありましたので、それでも1カ月はたってしまいましたけれども、結局今後來週でも説明会を早急にして、そのときにちょうど中間の、皆さんのほうにお伝えするということができなかったことはおわびを申し上げたいというふうに思っております。何分にも今回の分担金条例が通ります方針が決まったら再度皆さんにこれからの説明をするというふうな流れになりますので、中間につきましては説明等、予算には随時していないということは事実でございます。

9番（熊谷博行君） 説明会のときには随時報告をするというふうに私たちは認識していたのですが、ということは全く被災者にはなかったということによろしいのですか。

総務課長（松岡勝也君） 皆さんを集めていただいて説明とかはしたところはございません。個別に住宅等の世話がかなり前半は追われたということも、これは理由にはならないかもしれませんが、そういったところで皆さんを集めて今後どうするかとか、方針がどうなのかとかいうところは説明会はいたしておりません。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第45号 小国町被災建物等解体等支援事業分担金徴収条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。11時15分から再開をいたします。

（午前11時03分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時15分）

議長（渡邊誠次君） 日程第4、「議案第46号 平成28年度小国町一般会計補正予算（第7号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長（松岡勝也君） 議案集をお開き願いたいと思います。1ページでございます。

議案第46号 平成28年度小国町一般会計補正予算（第7号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度小国町一般会計補正予算（第7号）を別紙のとおり提出する。

平成28年11月21日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは、補正予算書をお開き願いたいと思います。1ページでございます。

平成28年度小国町一般会計補正予算（第7号）

平成28年度小国町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億372万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億9千310万5千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年11月21日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは、2ページをお開き願いたいと思います。第1表でございます。歳入歳出予算補正でございます。款としまして地方交付税、分担金及び負担金、国庫支出金、寄附金、繰入金、町債の歳入の款でございます。

項としまして地方交付税、分担金、国庫補助金、寄附金、基金繰入金、町債を今回の歳入の款項としております。今回の補正額につきましては、右から二つ目の行でございます。地方交付税が646万5千円、分担金負担金が300万円、先ほどの火災の地元分担金でございます。国庫支出金190万5千円、寄附金35万円、繰入金2千700万円、町債6千500万円、計の1億372万円でございます。計で先ほど言いましたように補正後が59億9千310万5千円ということでございまして、補正前1.76%のプラスという補正でございます。

それでは3ページでございます。歳出、款でございます。総務費、衛生費、消防費、教育費、予備費ということでございます。項としましては、総務管理費、保健衛生費、消防費、中学校費、社会教育費、予備費ということでございます。補正額につきましては総務費が6千556万円、衛生費が530万円、消防費が3千25万円、教育費が71万円、予備費が190万円というこ

とで歳出が1億372万円ということでの補正でございます。

4ページでございます。地方債の補正でございます。変更ということで起債の目的でございます。庁舎施設災害復旧事業ということで、これは開発センターの解体でございます。補正後ということで、限度額のほうを1億5千250万円としております。プラスの6千500万円を地方債で増額を補正させていただくものでございまして、補正後の地方債が6億6千980万9千円という補正後でございます。

それでは歳入のほうでございます。6ページからを御覧になっていただきたいと思っております。歳入のほうが先ほど総括のほうでございましたように地方交付税でございます。646万5千円としまして、内訳のほうが普通交付税が422万8千円と、そういった特別交付税が223万7千円ということでございます。交付税につきましては、交付税の利用額の一部を今回充当するものでございます。特別交付税の223万7千円につきましては、あとでも出てきますけれども、熊本地震によります解体等によります特別交付税の交付税措置が精算で算定されましたので、その分が223万7千円ということでございます。分担金につきましては、消防費の分担金ということで先ほど条例改正させていただきました被災建物等の解体撤去、処分の分担金でございます。以上歳出のほうでまた説明いたしますけれども、3千万円の10%300万円ということで分担金を計上させていただいております。国庫支出金、衛生費国庫補助金ということで、災害廃棄物の処理事業の補助金ということで、これは熊本地震によります補助金の精算ということでございます。寄附金、これは小国町の殿町火災によります寄附金をいただいております。16名の方からいただいております。35万円を歳入ということで、今回充当しております。繰入金、これは財政調整繰入金でございます。今回財政調整繰入金を2千700万円今回は繰り入れさせていただきます。町債といたしまして、開発センターの解体に伴います一般単独災害復旧事業債を6千500万円ということで歳入のほうで充てさせていただきます。

それでは歳入の説明を終わります、7ページからの歳出でございます。総務費の一般管理費の委託料につきましては、これは採用試験です。これにつきましては、今度次の広報をお配りいたしますけれども、職員の採用試験の追加の募集を今考えております。前回一般職のほうですね、また保育士のほうを募集をいたしましたけれども、保育士のほうはちょっと採用ができなかったと。また保健師につきましても今後の職員の状況を見ますと、不足が予想されると。また建築士につきましても、平成26年、27年と募集をいたしましたけれども、建築士がなかなか募集がないということで、今年度追加で建築士1名と保育士が2名と、保健師1名ということで、この試験をしていきたいということで、これは日本人事試験センターのほうに委託をするものでございまして、面接試験の委託料ということで試験の委託料を今回計上するものでございます。それと14の使用料及び賃借料でございます。これは開発センター、今後解体の方向で進めております。ちょうど冬場の解体ということで、今後ボイラー等がなくなるものですから、ストーブを各

1階、2階に設置をするということで既存のストーブが6台はございますが、今1階、2階は設置しております。しかし今後12月、1月、2月と越さなければなりませんので、購入となりますと高額になりますので、今回ファンヒーター10台とブルーヒーターといえますか、今現在あるストーブをファンヒーター10台とブルーヒーター5台、計15台をリースさせていただく分の費用でございます。

それと15の工事請負費としまして6千500万円、これは開発センターの解体工事の請負分のものでございます。次、衛生費の保健衛生費でございます。委託料ということで、これは先ほどちょっと歳入のほうで話しましたが、熊本地震によります家屋の大規模半壊の処理に関する委託料の精算でございます。596万4千円ということです。工事請負につきましては、解体費の精算で減額の66万4千円ということでございます。次、消防費のほうでございます。災害対策費といたしまして、委託料といたしまして火災処理成分検査委託料ということで、先ほどちょっと冒頭間違えましたが、焼けた灰の化学分析が必ず必要ということで、特にダイオキシンの検査、又は重金属の検査等を委託するというので25万円計上させていただきます。それと工事請負費ということで今現在殿町火災の見積り等を取っております。今現在では3千万円ということで見積り等が出ているところで一応今回計上させていただきます。しかし、土壌分析等の結果によりましては、非常に金額も影響するというので、最終的には処分した重量等をマニフェストによります最終的な精算ということになりますので、今回今現在の見積りの状況を計上させていただいておりますので、場合によってはこの金額もまた再度補正をお願いするという事も考えられます。

教育費でございます。寄宿舎の居住費ということで11の需用費、これは修繕費としまして70万円でございますが、内訳としましてはボイラーが故障をしているということでボイラーの故障の修繕と、床配管工事が50万円ということで計70万円の修繕工事でございます。教育費の社会教育費の公民館費1万円、これは会場使用料でございます。それと開発センター費ということで、これは消耗品の減額と通信運搬費ということで、これは開発センターのピアノの移設が必要ということで、この分が運搬費で5万円計上しております。予備費ということで190万円でございます。この中では一般財源のほうで155万円と。その他で35万円ということで、この分は予備費の中で災害の寄附金を計上して、合わせて190万円の予備費を今回補正させていただくものでございます。今回の予備費につきましては熊本地震からの補正、また火事の見舞金ということで予備費につきましても大きく補正させていただいております。予備費も今回補正を合わせますと1千58万6千円というふうな予備費の補正ということでございます。一応、今回の補正につきまして概略説明を終わらせていただきます。

議長（渡邊誠次君） これより、議案第46号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

3番（北里勝義君） 3番、北里です。予算とはちょっと離れますけれども、今回殿町大規模火災の解体撤去工事費ということで、3千万円補正予算で計上されております。先ほどの議論の中で県のほうからも補助を検討していただいているということでございます。また、そういった県の補助をいただければ、小国町の厳しい財源の中で大変助かるのではないかなというふうに思っております。御存じのとおり、今県においては熊本地震の復旧・復興に取り組んでいるわけでございます。県は創造的復興ということで、これを掲げて今復旧・復興に取り組んでおります。今回この小国の火災の復興もやっぱり創造的復興とつながるものではないかなというふうに思っております。そのためにはやはり被災者と寄り添い、きめ細かな支援が大事になってくるのではないかなというふうに思っております。これは復興という観点から、まだ具体的な計画は今からでしょうけれども、復興という観点から町長の考えをお聞きしたいというふうに思います。

町長（北里耕亮君） 私の考えを、執行部の考えを述べさせていただきたいと思います。皆さん方も御存じのとおり、あのエリアは昔から小国町のまずは芝居がされていたり、昭和になりましたは映画館があったり繁華街であって飲食店も多かったと。その賑わいで最近こそ空き家があり、少しというような状況でもありますが、今回公費で一部負担金はいただくにしろ、公費でというような先ほどから繰り返しの答弁になりますけれども、やっぱり生活の再建と、また公衆衛生上小国町の中心地でもありますし、安全上、景観上もまたさらに昔以上になっていただければという思いは行政としては思っております。その部分については土地が私有地でありますので、十分土地所有者や、今お住まいの方や、様々な方と、またお話し合いをさせていただきながら、再度賑やかさが少しでも取り戻せるような、何かそういう部分を行政も助言ができればというふうに思っております。内部では今後またあのエリアの再興計画というか復興計画というのを立てるかどうかも含めて、また検討はしていきたいと思いますが、この発言をするということは、執行部も何らかの形でそこをやはりこういう場所であってほしいなというような理想像も、行政内部でも持っていききたいなというふうに思っておりますので、何らかの形ではそういうのを考えさせていただければというふうに思っております。当然その部分について私有地ではありますけれども、議会の皆さま方にもまた何か、いつになるかわかりませんが、またこういう形で進ませようとかいう部分のお知らせができる日が来るのを、それも早くできる日が来るのを望んでいきたいというふうに思っております。そういうことです。

3番（北里勝義君） 3番、北里です。県もやはり地震災害に向けていろんな生活再建の支援だとか、そういうのを打ち出してきていますし、そういうのを参考にしながら、やはりぜひ支援をお願いしていきたいというふうに思います。

以上です。

町長（北里耕亮君） 県のそういう制度だったり、手法だったり、そういうのを十分参考にさせていただきながら、今先ほど答弁させていただいたとおり、行政もしっかり何のために公費でやっ

たかという、立ち上がりながらそれを思いながら、そして今後に未来につなげていくというふう
に思っております。またいろいろな御意見をいただければというふうに思います。ありがとうござ
います。

9番（熊谷博行君） 熊谷です。火災の解体撤去が3千万円とありますが、この処理費はもちろ
ん入っていないと思いますが、撤去をどのような工法、もしくはやり方を説明していただきたいの
ですが。

総務課長（松岡勝也君） 今現在見積りはいただいております。この中で細かく細部まではまだ再
度先ほど申しましたように再度見積りをいただきますけれども、解体等をまずいたしまして、そ
れから仮置きという形も今考えておりました。しかし、仮置きするとまたそこで経費がかかって
くるということで、直接持ち込んだほうが経費が割安になるということでもありますので、今現在
は直接解体等をして、また併せて撤去も並行しながら、第一段階はそういった解体・撤去合わせ
て搬出をすると、仮置きしないというところで今考えているところでございます。ですから、処
分につきましては、まず特に焼けた灰等につきましては、分析が約20日ぐらいかかるというこ
とですので、並行しながら上屋の分を撤去しながら燃え殻につきましては分析結果を待つて持ち
出すということになるかと思っております。

9番（熊谷博行君） 今の時点では負担金という金額は全く計算ができないという状態だと思いま
すが、的確に撤去していただいて安く仕上げるように行政のほうが指導していただければいいと
思います。

総務課長（松岡勝也君） なるだけスケジュール等を確認しながら、また最終的には重量等マニフ
ェストによります重量換算によります精算になりますので、なるべく地元分担金に跳ね返るのが
多くないように、業者には説明しながら努めていきたいというふうに考えております。

11番（松本明雄君） 11番です。今発言されました9番議員の発言について、また詳しく聞い
ていきたいと思っております。残骸等を、灰等をいろいろ出す場合は本当であれば最終処分場、阿蘇に
あるのと県が持っている山鹿に持っていけると思うのですけれども、やっぱりダイオキシンの問
題で、ここに書いてあるとおり相当なゴミが燃えていますので、いろいろな物が混じっていると
思います。ですから、きれいに分けけてその辺で出すと思うのですけれども、相当な時間がか
かると思うのですけれども、分けけたあとに検査をされるのですか。そしてそれでダイオキシ
ンが入っているのはコンクリートの中に入れて、固形化して最終処分に出すという民間の最終処
分場に出すような感じになると思うのですけれども、そのあたりまで計画はされているのでし
ょうか。

総務課長（松岡勝也君） まず上屋、コンクリート関係については、リサイクル法に則って処分さ
れますが、特に大きい木類とかにつきましては、今の段階では特に燃えた灰、これについては分
析結果が出ないと結局安定型処理、今のあれでは埋め立てになるほうであろうというふうに考え

ております。そういうことですので、何分もう燃えたカス、通常家庭的なものが燃えたときはそういうダイオキシンや重金属は出ないであろうとは言っていますが、やはり結果が出ないと埋立処分、安定処分のほうには持ち込めないということですので、鉄関係についてはそういった化学分析はしてはございませんけれども、そういった燃えた、燃え沈んだやつとかそういったところが一番ちょっと時間がかかることも考えられますので、ちょっとそこでは時間を要するかと思っておりますので、大きいコンクリート、また大きい固形物については早めに処分をしていただくように考えております。

5番（児玉智博君） 開発センターの解体工事費について確認なのですが、この総務課資料（2）の工事範囲の中で12番、施設内の机、椅子等備品類についても撤去、処分することというふうになっております。この処分する備品の範囲というのは、本当に使えないものであれば処分してもいいと思うのですが、まだ使えるようなのをまたここで処分して新しくコミュニティ棟が建ってまた新たに購入するということになってしまえば、本当に無駄だと思いますので、どれぐらいの範囲を処分するというふうに考えていらっしゃるのですか。

総務課長（松岡勝也君） 細かくは積み上げた上で、今回の解体は出しております。この中で中に残っている備品類につきまして、必要な分につきましては、それぞれの課が管理している分につきましては持ち出しをしていただきまして、再利用できるまた新品等も、特に昨年度付けたLEDやまた新しい分もごございます。そういうのは別に仮置きして再利用するというようなところを今考えておりますので、そのほか利用できない、もう不要な物につきましては、今回の撤去の中に含めて処分をしていただくというところで、今積算のほうでは細かく積み上げて数字を上げているというところでごございます。あと細かい部分、まだ特に開発センターの中で長台や布団類、再利用できるもの、そういったところは再利用できるもの、できないものを判断して処分をしたいというふうに考えております。

5番（児玉智博君） それで長机とかは保管して再利用するということですが、処分する机というのが一体どういうどこにあるような机なのかと。それと椅子、パイプ椅子なんかを処分するのはですか。何脚ぐらい処分するのかということぐらいちょっとお答えください。

総務課長（松岡勝也君） 使える部分、長台とかかなり使える分につきましては、確か移動は終わった分はあるかと思いますが、新しい分についてはすべて仮置きといたしますか、倉庫のほうに持って行って、あと本当に使えない部分等については、今回と併せて処分していただくという部分があるかと思っておりますので、もちろん使える分は全部出していきたいというふうにご考えて、もうかなり出してはおりますけれども、そういったところで今は考えているところでごございます。また教育委員会のほうでいろいろ前回は給食センター棟につきましても使えるものはいろんな施設やそういったところにもお声がけして使用していただくというところも考えておりますので、そういった考え方も出てくるかというふうには思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

2番（大塚英博君） 3番議員との関連もございませうけれども、殿町の大規模火災での撤去工事です、これは一応撤去だけであって整地までは入っていないのでしょうか。

総務課長（松岡勝也君） 今回家の床にコンクリート張りとかがございませう。そういったところから上の分を処分するということ、今考えておきまして、また見積りもそこまでの部分ということ、今考えているところ、ございませう。

2番（大塚英博君） 今度の大きな火災で、何とかして殿町の復興というのを考えた場合においては、やっぱり町民の方たちがあそこはどうなるのだろうかという期待感もあると思ひます。その中で町としてやっぱり土地の取得ということもやっぱり少し頭の中に入れていただきたいなという。そしてその中で新たな構想というのを、例えばいろんな殿町については公民館とかいろんな不足するところもたくさんあります。また町の全体の中であれを復興するためにやっぱり新しいプランづくりというものを早く出していただき、それに対して町がどれだけやっぱり援助できるかということについても早い段階で検討していただきたいなという意見、ございませうが、その点は。

町長（北里耕亮君） 先ほど3番議員のところでも少し触れましたが、行政としても私有地でありませうので、本来であればその私有地の所有者の方々、土地の方々のお考えという部分はあるので、この考えの発端がやっぱり被災者に寄り添いたいという部分と生活再建、そしてかつての賑わいとかそういうことも先ほど発言をさせていただきました。そういう部分ではありませうけれども、あくまでやっぱり土地の所有者の方々のお考えが大事でありませうので、そこに行政からこの理想像というか、将来の未来に向けてのそういう事柄というのを助言なり何なりという部分でさせていただければというふう、思ひます。その部分について土地の取得というのは現段階では考えておりませうが、そこも土地所有者と様々な形で今後話す機会があろうかと思ひますので、そういう部分ではありませうが、基本的には現在この議会の場で取得をするとかしないとかいう部分はコメントは差し控えたいというふう、思ひしております。

あとは仮に取得といつても、目的もなしに取得は行政としては全くできませんので、そういったプランづくりとか未来に向けてと、やはりそこが基本になるかというふう、思ひしております。そういった部分についても私有地ではありませうが、議会の方からの御意見などもいろんな様々な御意見があろうかと思ひますので、お願いしたいというふう、思ひます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませうでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第46号 平成28年度小国町一般会計補正予算（第7号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第5、「議案第47号 公共工事請負契約の締結について（町道対岸線③災害復旧工事）」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長（松岡勝也君） 議案集の2ページをお開き願いたいと思います。

議案第47号 公共工事請負契約の締結について

次のとおり公共工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めらる。

平成28年11月21日提出

小国町長 北里 耕亮

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の名称 | 災補第74号 町道対岸線③災害復旧工事 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 6千134万4千円 |
| 4 契約の相手方 | 熊本県阿蘇郡小国町大字下城1753番地
株式会社 ミトマ
代表取締役 三苦 正幸 |

でございます。

これに伴いまして、説明資料が別紙ございます。資料といたしまして、右肩に資料（3）総務課というふうな資料がございます。開札調書を付けております。平成28年11月11日に10時から森林保全センターで入札会議が行われました。工事番号が災補第74号、工事場所が小国町大字下城向鶴地内、工事名が町道対岸線③災害復旧工事ということで、設計額が6千268万8千600円ということで、それに対しましてすべて入札を9社指名いたしまして、一番予定価格と最低制限価格を設定しておりましたので、株式会社ミトマが5千680万円で落札をいたしまして、これに伴いまして消費税をかけて6千134万4千円ということでございます。一番下のほうは1社失格というふうになっております。

次のページが、災害復旧工事の概要ということになっております。町道対岸線の向鶴のところ
に素掘のトンネルがございます。そこの両サイドの山留めの落石防護柵、また路側の擁壁、また
素掘トンネルの吹き付けをこの災害復旧工事のほうで認められておりますので、今回災害復旧工
事を行うということで、全延長が92メートルとなっております。

次のほうで位置図と、あとはそれぞれの計画平面図と主な復旧断面等を付けております。以上
で説明を終わらせていただきます。

議長（渡邊誠次君） これより、議案第47号について質疑に入ります。

5番（児玉智博君） これは開札調書で失格になっているところは安すぎて失格になっているわけ
ですよね。最低制限価格を下回っているからですね。この入札の方法というのは当然予定価格は
事前に公表されているかと思うのですが、最低制限価格は公表されていないのですか。

総務課長（松岡勝也君） 予定価格のほうは事前に公表いたしておりますけれども、最低制限価格
は公表いたしておりません。指名通知の中で最低制限価格を下回りますと失格になりますという
ことで、随時入札の会するとき説明した上で入札をしております。

5番（児玉智博君） 仮に正しく入札して、この574万7千円で札を入れられたのであれば、最
低制限価格を事前に公表していれば、かなりこれに1円ぐらい付け加えたぐらいで入札をされて、
町としても安く済んでよかったのではないかなと思うわけですが、いかがでしょうか。

総務課長（松岡勝也君） 額からいたしましても相当な差がございます。こういった最低制限価格
は設定していない市町村も、ほとんどのところが公共工事につきましては、国の示す中でもやは
り公正な入札、又は製品のある程度の出来上がり、またいろんな公共物のいろんな労働条件、又
は競争の原理からしても、ある程度の公共施設の、あまり競争した上でいい製品が出来上がら
ないとかそういったところをこれまでの国に流れとして、やはりある程度の基準内の価格で工事を
請け負う必要があるだろうというところで、今現在こういったあえて制限を設けて、あとは予定
価格も以前は公表をいたしておりませんでしたけれども、公表をしなければならないというふう
になりましたので、今こういった入札制度になりまして、ある程度範囲の中で入札すれば落札者
というふうに決定するというふうな流れになっているというところでございますので、国の流れ、
また県の流れ、いろんな公共事業の競争原理はありますけれども、やはりある程度製品の均一化
とかそういったところを求めて、こういった極端に大きく入札しても、やはりそれは本当にこの
製品が出来上がるだろうかということにもなりますし、公共事業のいろんな特に言いますのは、
よく言われるダンピングという話もありますけれども、そういったことにもならないように、こ
ういった制度に基づいて落札者を決定しているというところでございます。

5番（児玉智博君） 制度というか、やり方の解説ありがとうございます。だから言っているのは、
最低制限価格を設けるななんていうのは言っていないくて、事前に公表しておけばこれだけ、もし
かしたらゼロを書き忘れただけなのかもしれないけれども、これが本気でこれをもし入れられた

のだったら落とせないということを事前に、要は最低制限価格を出すことでわかるから、ああ、じゃあ、この4千933万8千250円を上回らなければいけないのだなということがわかって、それぐらいの札を入れられたと思うのです。だから最低制限価格は何かという、今言われたようにその労働条件であったりとか品質の確保のために、それがこれを下回ると担保できないからということで最低制限価格を設けるわけですね。ですから、それも担保された値段でより安く町も発注できてよかったのではないですかということで、事前公表をされていけばというふうに言っているわけですが、いかがですか。

総務課長（松岡勝也君） 国の流れというか説明につきましては、事前ではなくて事後公表をなさうということですので、本町におきましては予定価格は事前公表はしておりますが、最低制限価格についてはまだ事後公表もいたしていません。そういったところで、最初に最低制限価格を公表しているところはまだまだ多くはないと思っておりますので、最低制限価格を事前に公表することがいいのかどうかというのは、まだ国・県の今の公共事業の在り方について従って、また状況等に応じては最低制限価格も事前に公表する時期が来るかもしれませんが、そのときまでは今の現状で最低制限価格はまだ事前に公表しないという方針を進めていきたいというふうに思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第47号 公共工事請負契約の締結について（町道対岸線③災害復旧工事）、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第6、「議案第48号 公共工事請負契約の締結について（町道北河内線②災害復旧工事）」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長（松岡勝也君） それでは、議案集の3ページをお開き願いたいと思います。

議案第48号 公共工事請負契約の締結について

次のとおり公共工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成28年11月21日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

記

- 1 契約の名称 災補第75号 町道北河内線②災害復旧工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 6千134万4千円
- 4 契約の相手方 熊本県阿蘇郡小国町大字上田1944番地1
有限会社 さとう工業
代表取締役 佐藤 正勝

でございます。

別紙のほうで資料がございます。資料(4)といたしまして総務課と書いた資料でございます。これも開札調書を付けております。入札日は平成28年11月11日10時、森林保全センターで入札会を行いました。工事番号が災補第75号、工事場所が小国町大字下城山ノ甲地内ということです。工事名が町道北河内線②災害復旧工事ということで、設計金額が6千285万9千240円ということで、御覧のとおり9社に指名いたしまして予定価格及び最低制限価格内で入札されましたさとう工業、5千680万円で入札をいたしまして、消費税を加えた6千134万4千円で仮契約を今しているところでございます。工事の概要としましては次のページのほうでございます。復旧延長としましては175メートルということで、町道北河内線ということで、山ノ甲のほうに上りまして北河内集落に上る途中の向鶴の配水池、飲料水の配水池でございます。その付近の前後でございます。工区的には1工区から5工区までございます。こういったヘアピンカーブの法面からのいろんな今回の地震による崩落関係で法面を主とした復旧工事でございます。

次のページに断面がございますように、こういった法面をある程度切り込みましてモルタル吹き付けをするというふうな復旧工事、並びに路側のガードレール、コンクリート、ブロック、そういった復旧工事が今箇所の主な復旧工事というふうになっております。

以上で、概略説明を終わらせていただきます。

議長(渡邊誠次君) これより議案第48号について質疑に入ります。

- 1番(穴井帝史君) 町道対岸線と町道北河内線、これはすべて数字がそろっていますけれども、偶然とは思いますが偶然でしょうか。

総務課長（松岡勝也君） ちょっと私も見まして、たまたまというのはこういうのはあまりあり得ないのですが、設計額を御覧になりますと、先ほどの対岸線のほうが6千268万8千600円です。今回の北河内線が6千285万9千240円ということで、ほぼ20万円ぐらいの設計額ということで今回の入札額とたまたま合ったということでございます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第48号、公共工事請負契約の締結について（町道北河内線②災害復旧工事）、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成28年第4回小国町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

（午後0時04分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（3番）

署名議員（9番）

会 議 の 顛 末

1. 会議録署名議員の指名

3番 北 里 勝 義 君

9番 熊 谷 博 行 君

1. 会期の決定

今期臨時会の会期を11月21日の1日間とする。

1.	議案第 45 号	小国町被災建物等解体等支援事業分担金徴収条例について 平成 28 年 11 月 21 日 原案可決
2.	議案第 46 号	平成 2 8 年度小国町一般会計補正予算(第 7 号)について 平成 28 年 11 月 21 日 原案可決
3.	議案第 47 号	公共工事請負契約の締結について(町道対岸線③災害復旧工事) 平成 28 年 11 月 21 日 原案可決
4.	議案第 48 号	公共工事請負契約の締結について(町道北河内線②災害復旧工事) 平成 28 年 11 月 21 日 原案可決

小国町議会会議録
平成28年第4回臨時会

平成28年11月発行

発行人 小国町議会議長 渡邊 誠 次

編集人 小国町議会議務局長 小田 宣 義

作成 株式会社アクセス

電話(096)372-1010

~~~~~  
小国町役場議会議務局

〒869-2592 阿蘇郡小国町宮原1567-1

電話 (0967) 46-2119